

第27回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

個別会計監査報告

(2025年3月1日～2026年2月28日)

オーパングループ株式会社

上記の事項については、法令及び定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年5月23日
新 株 予 約 権 の 数		295,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,950,000株 (新株予約権1個につき10株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり600円 (1株当たり 60円)
権 利 行 使 期 間		2019年5月24日から 2027年5月23日まで
行 使 の 条 件		(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 33,500個 目的となる株式数 335,000株 保有者数 2名
	取 締 役 (監査等委員)	—

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。但し、新株予約権者が権利行使時において当社株主の地位を有する場合、又は当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
3. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
4. 新株予約権者は、行使期間に関わらず、当該株式が日本国内の証券取引所に上場された後1年を経過する日まで、その権利を行使できない。
5. その他権利行使の条件は、当該新株予約権に係る株主総会決議及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 2017年5月30日付で普通株式1株につき5,000株、2018年12月1日付で普通株式1株につき5株、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人アヴァンティア
 (注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は2025年5月28日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 3. 当事業年度において、前会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に対し、前事業年度の監査に係る追加報酬として3,000千円を支払っております。
- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 役員及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範と倫理観のもとに職務を遂行する。

ロ コンプライアンスに関する規程等を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。コンプライアンスの状況については、内部監査室が内部監査を実施する。

ハ 内部監査室及び監査等委員にコンプライアンス相談窓口を設け、内部通報制度の運用により法令及び規程等に違反する行為の早期発見と是正を図る。

ニ 反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。この方針に基づき、対応統括部門を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取り組みを強力に推進する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存する。これらの記録は、取締役及び監査等委員が閲覧可能な状態にて管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ リスク管理に関する諸規程を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。リスク管理の状況については、内部監査室及び特定のリスク管理項目を分掌する部門が内部監査を実施する。

ロ 全社横断的なリスク管理活動を推進するため、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を通じてコンプライアンス体制を整備し、リスク管理活動を実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程

等により権限委譲及び意思決定手順を明確化する。

ロ 取締役等を構成員とする経営会議を設置する。

ハ 取締役会において総合予算を策定し、総合予算に基づく事業部毎の月次業績管理を取締役会及び経営会議において実施する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社グループは、「コンプライアンスポリシー」を制定し、当社グループ各社の取締役は自らこれを遵守する。

ロ 監査等委員会監査規程及び内部監査規程により、監査等委員会監査及び内部監査の対象を当社グループ全社と定め、当社グループ全体の法令及び定款の適合性評価を行うものとする。

ハ 当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容及び事業活動を適時に的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出あるいは報告を求めるものとする。

⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員からの要望があった場合は、監査等委員補助者を置くものとする。

⑦ 上記⑥の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員補助者の人事については、監査等委員会の同意を得るものとする。

⑧ 監査等委員会への報告に関する体制

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。

ロ 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）又は従業員に対し報告を求めることができる。

ハ 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に対して報告する体制を整備する。

- ニ 関係会社管理規程、リスク管理規程、事故・不祥事等対応規程により、適正な報告がなされるよう体制を整備する。
 - ホ コンプライアンス内部通報規程を設け、報告による不利な取り扱いを禁止する規程を整備するなど、報告者に不利な取り扱いがなされないことを確保する体制の整備に努める。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査等委員は、経営会議その他の重要な会議、委員会等に出席できる。
 - ロ 監査等委員と代表取締役との間で定期的に意見交換会を開催する。
 - ハ 監査等委員は、会計監査人もしくは内部監査室との間で定期的に意見交換会を開催するなど、連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に関する取組みの状況

当事業年度において、取締役会を20回開催しました。取締役会では活発な議論及び意見交換がなされており、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、経営計画の評価・分析・対策を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性を確保いたしました。

② リスクマネジメント体制に関する取組みの状況

当社グループは、リスク管理委員会を中心に、事業活動における全社横断的なリスク管理活動を行っております。リスク管理委員会で審議・決裁された事項は、当社グループ各社のリスク管理責任者がリスク管理活動を推進し、年2回その実施状況をリスク管理委員会で報告しております。

リスク管理委員会は、年2回、リスク管理の状況について取締役会で報告し、その対処等を協議しております。

③ コンプライアンスに対する取組みの状況

当社グループの役職員に対して随時コンプライアンスの重要性に関する情報を発信し、コンプライアンスの意識の向上と実効性の確保に取り組みました。

当社はコンプライアンス内部通報規程を整備したうえで内部通報の受付窓口を社内・社外に設置し、相談や通報を受け付ける仕組みを整えております。

④ 親会社による子会社の経営管理に関する取組みの状況

当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容及び事業活動を適時に的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出あるいは報告を当社経営管理部に求めることとしております。また、子会社の事業運営に関する重要な事項については、当社取締役会への報告又は承認を必要とするなど、子会社の管理・運営に努めました。

⑤ 監査等委員会監査の実効性の確保に関する取組みの状況

当事業年度において、監査等委員会を14回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行いました。監査等委員会は、取締役会等重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、稟議文書や取引契約書の監査を含む取締役（監査等委員である者を除く）の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査しました。また、監査等委員は、取締役、内部監査室及び会計監査人等と定期的な会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図りました。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元の充実、株主価値を高めることにつながる重要な経営施策の一つと考えております。長期にわたる安定的な経営基盤の確保や将来の事業拡大のために必要な内部留保の充実を図りつつ、経営成績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

当社グループの主要事業から創出された利益を今後の成長に必要な事業開発投資、M&A等に優先的に活用しつつ、株主の皆様への還元につきましては、財務健全性を維持しながら、当社グループの主要事業から創出された利益に対する配当性向40%を目安とした継続的な配当を目指すとともに、2028年2月期を目途にDOE（株主資本配当率）3%程度を指標として導入し、更に安定的かつ充実した配当の実現を目指してまいります。

また、中長期的には二桁%のROE（自己資本利益率）実現のため、事業成長による利益最大化を図り、資本効率の向上に資する株主還元策として機動的に自己株式の取得を行うことも継続して検討してまいります。

上記の方針に基づき、第27期事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり4.9円としました。

また、自己株式の取得につきましては、当事業年度において自己株式5,494,253株（取得総額1,787百万円）を取得いたしました。

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から)
(2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 資 合 計	主 本 計
	資 本 金	資 余 金	本 余 金	利 益 余 金	自 己 株 式		
当連結会計年度期首残高	5,926,160	6,071,957		647,351	△678,737		11,966,732
当連結会計年度変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	15,749	15,749					31,499
親会社株主に帰属する 当期純利益				639,216			639,216
自己株式の取得					△1,787,209		△1,787,209
自己株式の処分		△9,100			94,505		85,404
持分法の適用範囲の変動				0			0
剰余金の配当				△332,106			△332,106
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△6,555					△6,555
株主資本以外の項目の当連結会計年度 変動額(純額)							
当連結会計年度変動額 合計	15,749	93		307,110	△1,692,704		△1,369,750
当連結会計年度末残高	5,941,910	6,072,051		954,462	△2,371,441		10,596,981

(単位：千円)

	その他の包括	利益累計額	新株 予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	11,502	11,502	4,460	76	11,982,772
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					31,499
親会社株主に帰属する 当期純利益					639,216
自己株式の取得					△1,787,209
自己株式の処分					85,404
持分法の適用範囲の変動					0
剰余金の配当					△332,106
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動					△6,555
株主資本以外の項目の当連結会計年度 変動額(純額)	19,359	19,359	4,804	2,976	27,140
当連結会計年度変動額 合計	19,359	19,359	4,804	2,976	△1,342,610
当連結会計年度末残高	30,862	30,862	9,265	3,052	10,640,162

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 13社
- ・主要な連結子会社の名称 オープン株式会社
オートロ株式会社
リーグル株式会社
ご近所ワーク株式会社
OASIS INNOVATION株式会社
- ・連結の範囲の変更 新たに株式を取得した3社を連結の範囲に含めております。また、清算終了により1社を連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・持分法の適用の範囲の変更 実質的な影響力が低下したため1社を持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

・仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物附属設備については定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～26年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ. 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

④ 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

信託型ストックオプション関連損失引当金

信託型ストックオプション行使等に伴う損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見積額を計上しております。

役員退職慰労引当金

連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. インテリジェントオートメーション事業

主に、以下の2つのサービスを展開しております。

①BizRobo!

定型作業の代行を行うDigital Laborを作成するプラットフォーム「BizRobo!」によるRPAサービスを展開しております。

主な履行義務は、契約期間にわたるソフトウェアへのアクセス環境及びサポートの提供であり、時の経過に応じて履行義務が充足されるため、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

ただし、「BizRobo!」導入支援等、顧客と合意した短期の役務提供を行う業務については、顧客による検収時点で収益を計上しております。

②RoboRobo

バックオフィス業務の自動化で生産性向上を実現するクラウドサービス「RoboRobo」を展開しております。主な履行義務は、契約期間にわたるクラウド上のソフトウェアへのアクセス環境及びサポートの提供であり、時の経過に応じて履行義務が充足されるため、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

ただし、開発受託等、顧客と合意した短期の役務提供を行う業務については、顧客による検収時点で収益を計上しております。

ロ. アドオートメーション事業

主に、成果報酬型広告サービス「Presco（プレスコ）」を展開しております。主な履行義務は、顧客（広告主）と合意した契約条件（成果承認条件）に基づき広告掲載を通じた役務の提供であり、顧客が承認した時点で履行義務が充足され、当該時点で収益および費用を認識しております。また、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

なお、いずれの事業におきましても履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、7～10年間で均等償却しております。なお、金額的に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた連結会計年度の損益として処理することとしております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」(前連結会計年度15,645千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,402,065千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんについて、減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。減損の兆候には、継続した営業損失の計上、経営環境の著しい悪化、事業計画からの大幅な乖離等が含まれます。事業計画に用いた主要な仮定は取引件数です。

将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、事業計画からの大幅な乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の認識が必要となる可能性があります。

投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券 1,611,744千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有している投資有価証券は、主に既存事業とのシナジー醸成や事業領域の拡大を目的とした市場価格のない株式等であり、取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりますが、当該株式等の発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下したときには、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き減損処理を行います。なお、取得時点において投資先企業の超過収益力等を反映して1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて高い価額で取得した株式等については、当初見込んだ超過収益力等が減少していないかどうかを検討したうえで、それを考慮した実質価額により減損処理の要否を判断しております。超過収益力等の減少の有無の判断にあたっては、取得時の事業計画の達成状況や将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案しております。

将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類における、投資有価証券の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

108,526千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	62,549,000株	524,990株	一株	63,073,990株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額	1株当 たり配当額	基準日	効力 発生日
2025年 5月28日	普通株式	利益 剰余金	332,105千円	5.5円	2025年 2月28日	2025年 5月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額	1株当 たり配当額	基準日	効力 発生日
2026年 5月26日	普通株式	利益 剰余金	273,037千円	4.9円	2026年 2月28日	2026年 5月27日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,872,010株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、事業運営の基盤となる運転資金の資金調達については自己資金による充当を基本としておりますが、事業規模の変動等に伴い運転資金が必要となる場合や新規事業計画及びこれに附帯する投資計画に基づく中長期の資金需要が生じた場合には、社債及び銀行借入により調達しております。

資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

なお、デリバティブ取引等の投機的な取引については、行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程に従い相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業有限責任組合等への出資であり、発行体の信用リスクに晒されております。定期的に発行体及び投資事業有限責任組合の財務状況を把握しております。

敷金は、事務所賃借に伴う敷金であります。これらは、差し入れ先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約に際し差し入れ先の信用状況を把握するとともに、定期的にモニタリングを行い、信用度を個別に管理しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

未払法人税等は、そのほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。

社債及び借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち、一部は金利変動リスクに晒されておりますが、急激な市況の変化が生じた場合には、期限前返済や条件変更等を適時に行う方針であります。

また、買掛金及び借入金については支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき経営管理部が支払予定を管理する体制としております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 敷 金 (※)	83,298	79,833	△3,464
資 産 計	83,298	79,833	△3,464
(1) 社 債 (※)	1,190,000	1,189,810	△189
(2) 長期借入金 (※)	1,719,101	1,717,985	△1,116
負 債 計	2,909,101	2,907,795	△1,306

(※) 1年内に返還、償還あるいは返済予定の金額を含めております。

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等については、時価開示の対象とはしておりません。これらの金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2026年2月28日)
非上場株式	87,548
投資事業有限責任組合への出資	1,524,195

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

- ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時 価 (千 円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 敷 金	—	79,833	—	79,833
資 産 計	—	79,833	—	79,833
(1) 社 債	—	1,189,810	—	1,189,810
(2) 長 期 借 入 金	—	1,717,985	—	1,717,985
負 債 計	—	2,907,795	—	2,907,795

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
敷金

敷金の時価は将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、残存期間における元利金の合計額を、同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、残存期間における元利金の合計額を、同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識の時期により分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	インテリジェ ントオートメ ーション事業	アドオートメ ーション事業	計		
売上高					
一時点で移転さ れる財又はサー ビス	957,012	1,317,024	2,274,036	1,107,638	3,381,675
一定の期間にわ たり移転される 財又はサービス	4,681,474	—	4,681,474	84,938	4,766,413
顧客との契約か ら生じる収益	5,638,487	1,317,024	6,955,511	1,192,577	8,148,088
外部顧客への売 上高	5,638,487	1,317,024	6,955,511	1,192,577	8,148,088

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、セールスアウトソーシング事業、マッチングプラットフォーム事業及びメディカルオートメーション事業等を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,488,758	2,858,885
契約負債	1,175,532	1,137,910

契約負債は主にクラウド型サービスの提供や保守サービスに係る顧客からの前受金に関連するものであり、連結貸借対照表上、流動負債の「契約負債」に計上されております。これらは、履行義務を充足することにより取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は937,924千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 190円73銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 11円07銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,299,894	流動負債	2,458,933
現金及び預金	6,432,432	短期借入金	1,500,000
営業未収入金	104,380	一年内償還予定の社	350,000
前払費用	52,263	一年内返済予定の債	351,900
未収入金	30,398	長期借入金	90,425
関係会社短期貸付金	4,595,000	未払金	27,405
預け金	620	未払費用	58,229
その他	84,799	未払法人税等	17,400
		預り金	6,148
		賞与引当金	39,599
		信託型ストックオプション	17,824
		関連損失引当金	
固定資産	3,973,952	固定負債	2,182,161
有形固定資産	146,882	社債	840,000
建物	76,256	長期借入金	1,342,161
工具、器具及び備品	70,625		
		負債合計	4,641,094
		(純資産の部)	
無形固定資産	93	株主資本	10,597,429
ソフトウェア	20	資本金	5,941,910
電話加入権	72	資本剰余金	6,060,490
		資本準備金	60,113
投資その他の資産	3,826,976	その他資本剰余金	6,000,376
関係会社株式	2,099,289	利益剰余金	966,470
投資有価証券	1,549,975	利益準備金	40,710
敷金	64,128	その他利益剰余金	925,760
繰延税金資産	113,582	繰越利益剰余金	925,760
		自己株式	△2,371,441
		評価・換算差額等	30,862
		その他有価証券	30,862
		評価差額金	
		新株予約権	4,460
		純資産合計	10,632,752
資産合計	15,273,846	負債純資産合計	15,273,846

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		1,142,244
営 業 費 用		978,131
営 業 利 益		164,112
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	79,021	
為 替 差 益	458	
そ の 他	122	79,602
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42,115	
支 払 手 数 料	44,868	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	107,931	
そ の 他	5,894	200,809
経 常 利 益		42,906
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	19,156	19,156
税 引 前 当 期 純 利 益		23,749
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	24,329	
法 人 税 等 調 整 額	79,058	103,387
当 期 純 利 益		△79,638

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から)
(2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	5,926,160	44,363	6,009,477	6,053,841	7,500	1,370,715	1,378,215	△678,737	12,679,479
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	15,749	15,749		15,749					31,499
当 期 純 利 益						△79,638	△79,638		△79,638
自 己 株 式 の 取 得								△1,787,209	△1,787,209
自 己 株 式 の 処 分			△9,100	△9,100				94,505	85,404
剰 余 金 の 配 当						△365,316	△365,316		△365,316
利 益 準 備 金 の 積 立					33,210		33,210		33,210
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	15,749	15,749	△9,100	6,648	33,210	△444,955	△411,744	△1,692,704	△2,082,050
当 期 末 残 高	5,941,910	60,113	6,000,376	6,060,490	40,710	925,760	966,470	△2,371,441	10,597,429

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	11,502	11,502	4,460	12,695,442
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				31,499
当期純利益				△79,638
自己株式の取得				△1,787,209
自己株式の処分				85,404
剰余金の配当				△365,316
利益準備金の備立				33,210
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	19,359	19,359	—	19,359
当期変動額合計	19,359	19,359	—	△2,062,690
当期末残高	30,862	30,862	4,460	10,632,752

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関係会社株式 移動平均法に基づく原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。
ただし、建物附属設備については定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

③ 信託型ストックオプション関連損失引当金

信託型ストックオプション行使等に伴う損失に備えるため、当事業年度末における損失見積額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、子会社からの経営指導料などの業務受託料と受取配当金であります。業務受託料については子会社との契約に基づき受託した業務を提供することが当社の履行義務であり、業務提供時点で収益を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日に認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式及び投資有価証券の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	2,099,289千円
投資有価証券	1,549,975千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有している関係会社株式及び投資有価証券は、主に既存事業とのシナジー醸成や事業領域の拡大を目的とした市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式等の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き減損処理を行います。なお、取得時点において投資先企業の超過収益力等を反映して1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて高い価額で取得した株式等については、当初見込んだ超過収益力等が減少していないかどうかを検討したうえで、それを考慮した実質価額により減損処理の可否を判断しております。超過収益力等の減少の有無の判断にあたっては、取得時の事業計画の達成状況や将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案しております。

将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類における関係会社株式及び投資有価証券の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 95,498千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	4,727,234千円
② 短期金銭債務	8,567千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	1,113,780千円
営業費用	12,247千円
営業取引以外の取引高	65,585千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	7,352,060株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税	11,852
賞与引当金	12,125
未払費用	7,591
敷金（資産除去債務）	3,963
関係会社株式評価損	502,019
投資有価証券評価損	56,311
繰越欠損金	160,037
その他	5,835
繰延税金資産小計	759,737
評価性引当額	△631,949
繰延税金資産合計	127,787
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△14,205
繰延税金負債合計	△14,205
繰延税金資産の純額	113,582

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある
ときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金の益金不算入	△15.2%
住民税均等割	5.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.3%
評価性引当額の増減	419.6%
税率変更による影響	△9.3%
子会社清算損	44.9%
子会社清算に伴う繰越欠損金の引継ぎ	△43.6%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	435.3%

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響に重要性はありません。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「個別注記表1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載しておりますので注記を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高 (注1)
子会社	オープン株式会社	所有 直接 100%	管理業務の 受託 資金の貸付 役員の兼任	管理業務の受託 資金の貸付 利息の受取(注2)	985,188 3,900,000 57,036	営業未収入金 短期貸付金 その他流動 資産	90,308 3,900,000 44,235
	オートロ株式会社	所有 直接 100%	管理業務の 受託 資金の貸付 役員の兼任	管理業務の受託 資金の貸付 利息の受取(注2)	38,088 150,000 2,067	営業未収入金 短期貸付金 その他流動 資産	3,491 150,000 1,701
	リーグル株式会 社	所有 直接 100%	管理業務の 受託 資金の貸付 役員の兼任	管理業務の受託 資金の貸付 利息の受取(注2)	64,392 40,000 600	営業未収入金 短期貸付金 その他流動 資産	5,902 40,000 453
	ご近所ワーク株 式会社	所有 直接 81.3%	管理業務の 受託 出向料の 受取 資金の貸付 役員の兼任	管理業務の受託 出向料の受取 資金の貸付 利息の受取(注2)	24,912 112,015 200,000 3,000	営業未収入金 未収入金 短期貸付金 その他流動 資産	4,152 16,650 200,000 15,425

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、実勢価格を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。
2. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 関係	取 引 内 容	取引金額	科 目	期末残高
役 員	大角 暢之	(被所有) 直接 11.68%	当社取締役	新株予約権の 権利行使(注)	11,700	—	—
子会社役員	石井 岳之	(被所有) 直接 3.74%	オープン 株式会社 代表取締役 執行役員社 長	新株予約権の 権利行使(注)	11,999	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2017年5月23日開催の定時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	190円74銭
(2) 1株当たり当期純利益	△1円38銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月17日

オープングループ株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア 東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	藤 田 憲 三
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	相 馬 裕 晃
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	田 中 龍 之 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オープングループ株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上